平成２３年（フ）第１４８６８号
東京都葛飾区立石１丁目１－２
債務者　眞榮城和樹
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８０号
東京都板橋区南町６－９－203、住民票上の住所奈良県磯城郡川西町大字結崎356－１コスモス結崎Ｂ棟201
債務者　吉本真由美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４３１号
東京都荒川区南千住５丁目11－７
債務者　小林　　智
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９９号
東京都世田谷区太子堂４丁目20－７
債務者　山田　徳彦
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８５号
東京都八王子市川口町1725番地３
債務者　秋廣　尚志
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６８６号
東京都八王子市暁町１丁目３番４号ホワイト・ルーム103号
債務者　秋廣　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目61番地の10
債務者　石川　美保
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４号
静岡県富士市中里2159番地の２
債務者　勝又　美貴
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９号
北海道帯広市西９条北４丁目４番地１
債務者　野原　正義
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
北海道中川郡豊頃町中央新町46番地
債務者　神谷　和江
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
北海道帯広市西17条南４丁目13番２号　福寿苑ハイツ２号
債務者　富山勇次郎
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
静岡県浜松市中区上島１丁目28番５号　ハイツコンフォール103号
債務者　宮内　正康
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
静岡県浜松市中区上島１丁目28番５号　ハイツコンフォール103号、前住所静岡県浜松市中区高丘東３丁目13番27号
債務者　宮内眞弓こと　宮内　真弓
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１００９号
埼玉県新座市野火止１丁目13番18号
破産者　株式会社芳永製作所
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６８号
埼玉県日高市大字高萩1097番地２
破産者　有限会社雄匠技研
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８９号
北九州市小倉北区馬借１丁目10番２号
破産者　協同組合北九州中小企業経営センター
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部